

において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和2年12月11日

金沢市選挙管理委員会

125,630人

●金沢市選挙管理委員会告示第21号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和2年12月11日

金沢市選挙管理委員会

7,538人

●金沢市選挙管理委員会告示第22号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和2年12月11日

金沢市選挙管理委員会

62,815人

監査公表

●金沢市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和2年12月11日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲
金沢市監査委員	高	岩	勝
金沢市監査委員	清	水	邦

第1 監査の概要

1 監査対象の団体名、所在地及び所管局課

団体名	所在地	所管局課
公立大学法人 金沢美術工芸大学	金沢市小立野5丁目11番1号	都市政策局 金沢美術工芸大学建設事務所
公益財団法人 金沢市スポーツ事業団	金沢市泉野出町3丁目8番1号	文化スポーツ局スポーツ部 スポーツ振興課
公益財団法人 金沢子ども科学財団	金沢市長町3丁目3番3号	教育委員会学校教育部 学校指導課
公益財団法人 金沢国際交流財団	金沢市本町1丁目5番3号	都市政策局 国際交流課
公益財団法人 金沢健康福祉財団	金沢市大手町3番23号	保健局 健康政策課

2 監査を執行した監査委員

林充男、中村哲郎、高岩勝人、清水邦彦

3 監査の範囲

令和元年度の出納その他の事務（ただし、必要と認められた令和2年度及び平成30年度以前の事務を含む。）

4 監査の期間

令和2年7月10日から同年11月25日まで

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財政援助団体等監査の着眼点」に基づき、公益上の必要性は十分か、公金が適正かつ効率的に運用されているかを主眼として、監査を実施した。

6 監査の実施内容

出納その他の事務の執行を対象として、あらかじめ必要と認められる監査資料の提出を求め、監査対象団体の責任者及び監査対象団体（施設）を所管する関係職員から事業等についての説明聴取を行うとともに、関係帳簿及び関係書類の照合、通査及び実査を行った。

主な監査帳票

公立大学法人 金沢美術工芸大学	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為伺書、事業計画書、補助金等交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類
公益財団法人 金沢市スポーツ事業団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為伺書、事業計画書、予算書及び決算諸表、補助金交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、指定に関する根拠法令等、指定の手続管理に関する協定書等
公益財団法人 金沢子ども科学財団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為伺書、事業計画書、補助金等交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類
公益財団法人 金沢国際交流財団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為伺書、事業計画書、補助金等交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類
公益財団法人 金沢健康福祉財団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為伺書、事業計画書、予算書及び決算諸表、補助金交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、指定に関する根拠法令等、指定の手続管理に関する協定書等

7 団体の概要

(1) 公立大学法人 金沢美術工芸大学

ア 設立及び目的

金沢の歴史と風土に培われた「ものづくりの精神」を受け継ぎ、美術・工芸・デザインの分野における専門の理論と技術を研究し教授することを通じて、広い視野と豊かな感性を兼ね備えた人材を育成するとともに、知と創造の拠点として、研究成果の社会還元や次代を拓く新たな芸術の発信を行い、もって文化の向上と地域社会ひいては国際社会の発展に寄与することを目的に昭和21年11月に設立され、平成22年4月からは公立大学法人に移行している。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

資本金3,139,739千円の全額（出資割合100%）

(イ) 補助金等の交付状況（令和元年度）

金沢美術工芸大学運営費交付金

標準運営費交付金 758,270千円

特定運営費交付金 107,295千円

施設整備費補助金 32,777千円

(2) 公益財団法人金沢市スポーツ事業団

ア 設立及び目的

金沢市民の健康増進及びスポーツの振興に関する事業を実施し、市民の心身の健全な発達と健康で活力のある生活の形成に寄与することを目的に昭和56年9月に設立され、平成24年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産10,000千円の全額（出資割合100%）

(イ) 補助金等の交付状況（令和元年度）

金沢市スポーツ事業団運営費補助金 89,112千円

(ウ) 指定管理の状況（令和元年度）

指定管理委託料 412,995千円

施 設 名
※金沢市総合体育館、金沢市営中央市民体育館、金沢市営城東市民体育館、金沢市営城東テニスコート、金沢市営城西市民体育館、金沢市営浅野川市民体育館、金沢市営城南市民体育館、金沢市営城北市民体育館、金沢市営森本市民体育館、※金沢市額谷ふれあい体育館、※金沢市営城北市民テニスコート、金沢市営西金沢テニスコート、金沢市営大徳テニスコート、金沢市営東金沢スポーツ広場、金沢市営西金沢少年運動広場、屋外スポーツ施設等 計43施設

※印は実査を行った施設である。

(3) 公益財団法人金沢子ども科学財団

ア 設立及び目的

金沢市に在住する児童生徒等の課外における科学的な活動などを支援するとともにその普及・発展に努め、科学の心を育むことを目的に平成12年12月に設立され、平成23年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産30,000千円の全額（出資割合100%）

子ども科学振興基金（運用財産）200,000千円の全額（出資割合100%）

(イ) 補助金等の交付状況（令和元年度）

金沢子ども科学財団運営費補助金 34,886千円

(4) 公益財団法人金沢国際交流財団

ア 設立及び目的

金沢を中心とした地域において、地域の特性を生かし、活力にあふれた国際交流活動を実施することにより、市民レベルの相互理解と友好親善の促進を図るとともに、国籍や文化などの異なる人々が、互いの違いを認めあい、地域の構成員として共に生きていく社会の実現を図り、金沢の一層の発展に寄与し、もって普遍的な国際平和を目指すことを目的に平成元年3月に設立され、平成24年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産20,000千円の全額（出資割合100%）

(イ) 補助金等の交付状況（令和元年度）

金沢国際交流財団国際交流事業補助金 31,855千円

(5) 公益財団法人金沢健康福祉財団

ア 設立及び目的

地域包括ケアシステムや地域医療の推進を図ることを目的として、医療及び福祉サービスの提供及び健康教育の普及啓発を行うことで、医療及び福祉に関する総合的なサービスの向上を図り、もって市民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的に平成31年4月に設立された。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産50,000千円のうち35,000千円（出資割合70%）

(イ) 補助金等の交付状況（令和元年度）

金沢健康福祉財団運営費補助金 25,483千円

(ウ) 指定管理の状況（令和元年度）

指定管理委託料 160,153千円

施設名
金沢健康プラザ大手町、卯辰山公園健康交流センター千寿閣、老人福祉センター万寿苑、老人福祉センター松寿荘、老人福祉センター鶴寿園、老人福祉センター万寿苑分館十一屋生きがい交流館

第2 監査の結果

1 公立大学法人金沢美術工芸大学

出資団体の事業の運営及び補助金等に係る収支の会計経理は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

2 公益財団法人金沢市スポーツ事業団

出資団体の事業の運営、補助金等に係る収支の会計経理及び公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善が望まれる事項については、団体理事長及び所管課長にその旨指示したので、記述を省略した。

3 公益財団法人金沢子ども科学財団

出資団体の事業の運営及び補助金等に係る収支の会計経理は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

4 公益財団法人金沢国際交流財団

出資団体の事業の運営及び補助金等に係る収支の会計経理は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

5 公益財団法人金沢健康福祉財団

出資団体の事業の運営、補助金等に係る収支の会計経理及び公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

農業委員会告示

●金沢市農業委員会告示第13号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和2年第12回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和2年12月11日

金沢市農業委員会
会長 井口栄市

1 日時

令和2年12月21日午後3時

2 場所

金沢市第二本庁舎2301会議室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 非農地証明願について
- (4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について